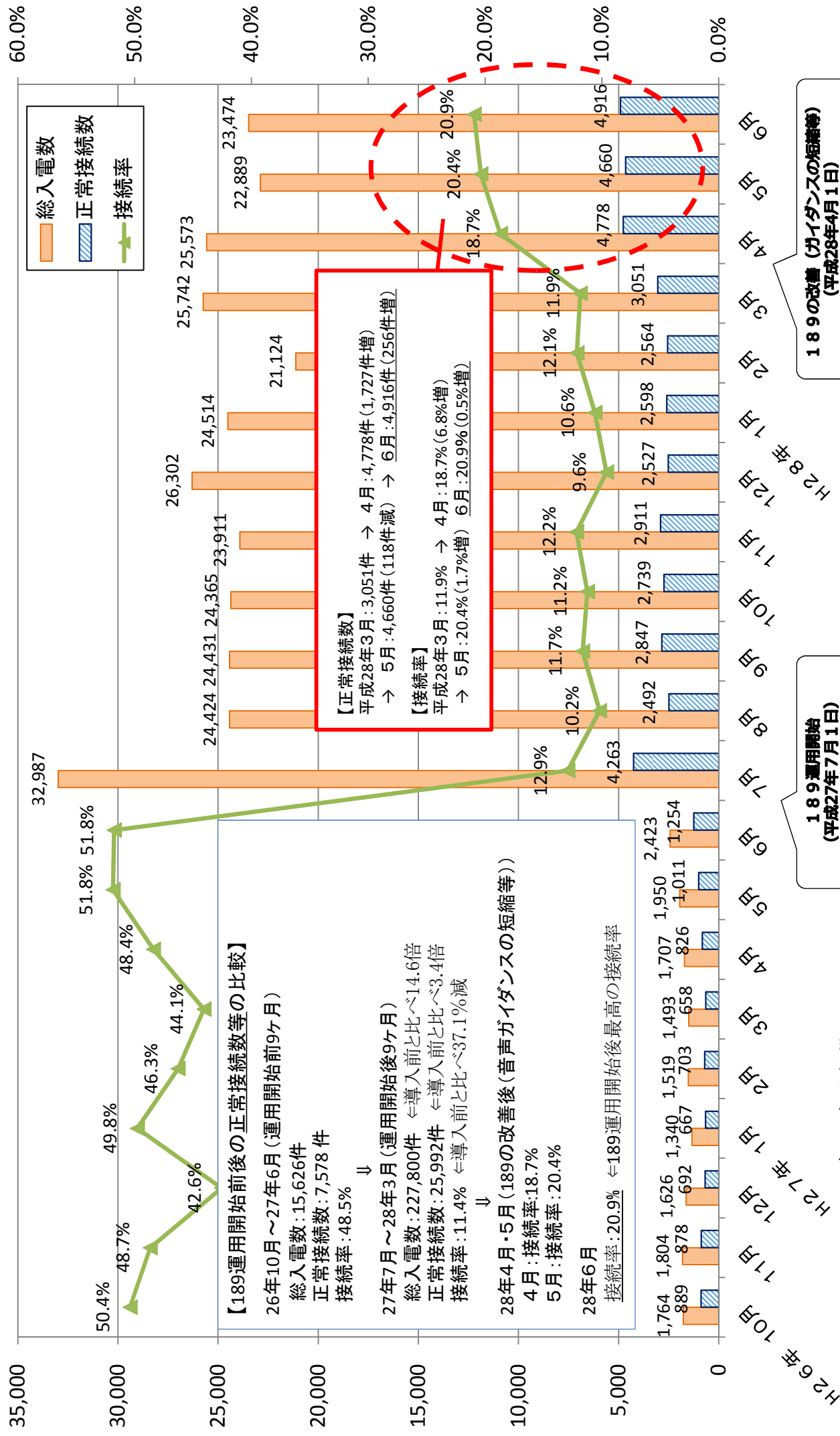


児童相談所全国共通ダイヤル（189）の利用状況等

189の入電数及び接続率の推移



【正常接続数】
 平成28年3月：3,051件 → 4月：4,778件(1,727件増)
 → 5月：4,660件(118件減) → 6月：4,916件(256件増)

【接続率】
 平成28年3月：11.9% → 4月：18.7%(6.8%増)
 → 5月：20.4%(1.7%増) 6月：20.9%(0.5%増)

【189運用開始前後の正常接続数等の比較】
 26年10月～27年6月(運用開始前9ヶ月)
 総入電数：15,626件
 正常接続数：7,578件
 接続率：48.5%

↓
 27年7月～28年3月(運用開始後9ヶ月)
 総入電数：227,800件 ←導入前と比べ14.6倍
 正常接続数：25,992件 ←導入前と比べ3.4倍
 接続率：11.4% ←導入前と比べ37.1%減

↓
 28年4月・5月(189の改善後(音声ガイダンスの短縮等))
 4月：接続率：18.7%
 5月：接続率：20.4%

↓
 28年6月
 接続率：20.9% ←189運用開始後最高の接続率

189の改善(ガイダンスの短縮等)
 (平成28年4月1日)

189運用開始
 (平成27年7月1日)

※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数(「0570-064-000」の入電を含む)。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

(2) 市町村の体制強化

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

現状・課題

- ・ 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は、在宅支援となっていないが、その後親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
- ・ 地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要

※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等のいる家庭

- ・ 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れがあり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要
- ・ 調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要

対 応

(1) 在宅支援の強化

【改正法】

- ・ 市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
- ・ 児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
- ・ 一時的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）

【予算】

- ① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
 - ・ 市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
- ② 市町村へのスーパーバイザーの配置
 - ・ 児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
- ③ 訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
 - ・ 公的な支援にながっていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
 - ・ 「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要なとなる事務費に係る補助を創設

(2) 要対協の機能強化

【改正法】

- ・ 調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
- ・ 調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）

【予算】

- ・ 義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・ 関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

(2) ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

(1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

(2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

(4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、一般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模 A 型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満） 当たり 1 か所】
- ② 小規模 B 型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満） 当たり 1 か所】
- ③ 小規模 C 型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満） 当たり 1 か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満） 当たり 1 か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上） 当たり 1 か所】

以上 5 類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

- ① 子ども家庭支援員
 - 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
 - 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)
- ② 心理担当支援員
 - 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
 - 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

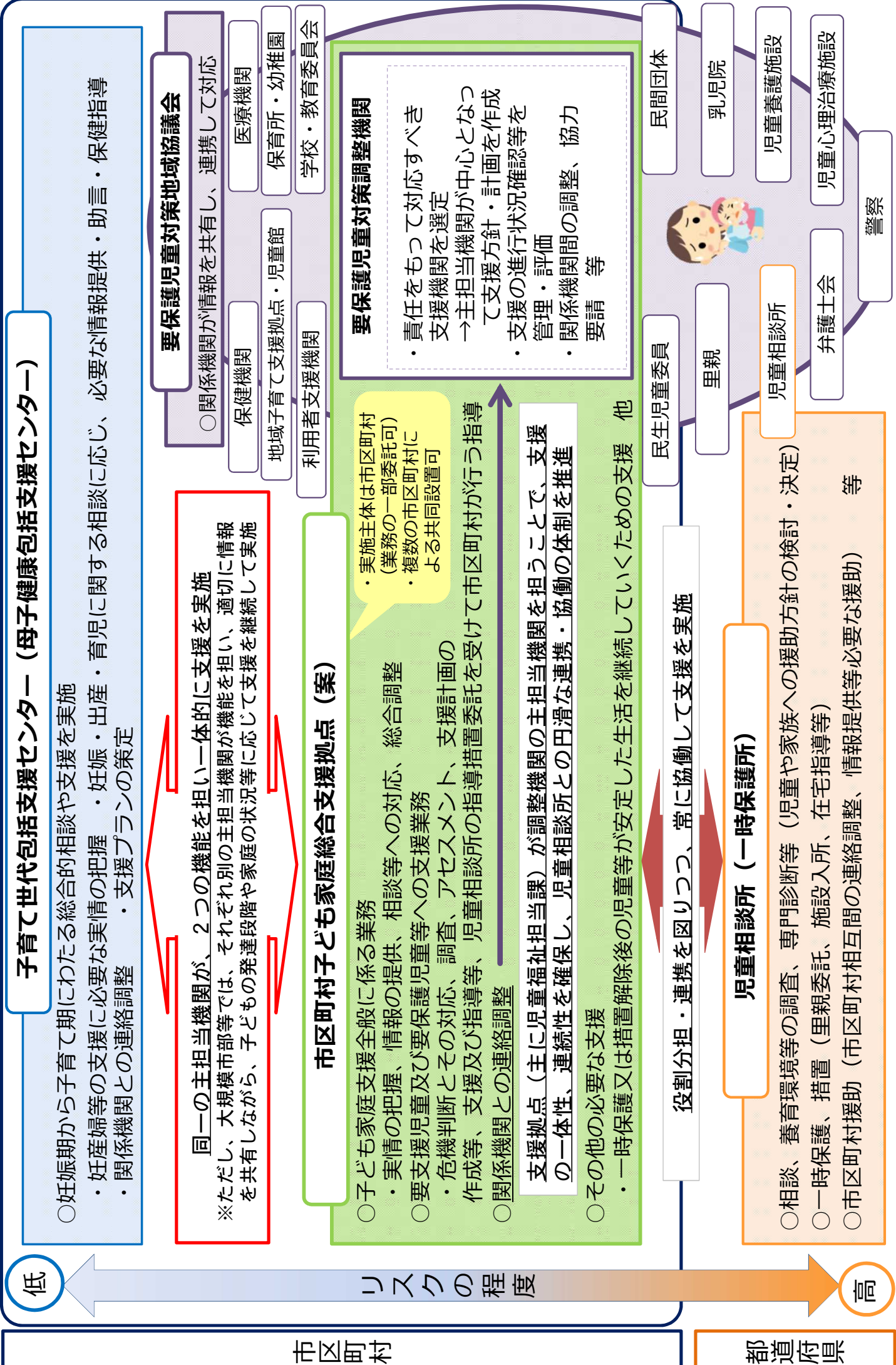
	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模 A 型	常時 2 名 (1 名は非常勤可)	—	—	常時 2 名
小規模 B 型	常時 2 名 (1 名は非常勤可)	—	常時 1 名 (非常勤可)	常時 3 名
小規模 C 型	常時 2 名 (1 名は非常勤可)	—	常時 2 名 (非常勤可)	常時 4 名
中規模型	常時 3 名 (1 名は非常勤可)	常時 1 名 (非常勤可)	常時 2 名 (非常勤可)	常時 6 名
大規模型	常時 5 名 (1 名は非常勤可)	常時 2 名 (非常勤可)	常時 4 名 (非常勤可)	常時 11 名

(注) 小規模 B 型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置(整備)するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



(2) ②市町村へのスーパーバイザーの配置

現状・課題

- ・ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
- ・ 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措施を採るに至らず在宅支援となっており、その後親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

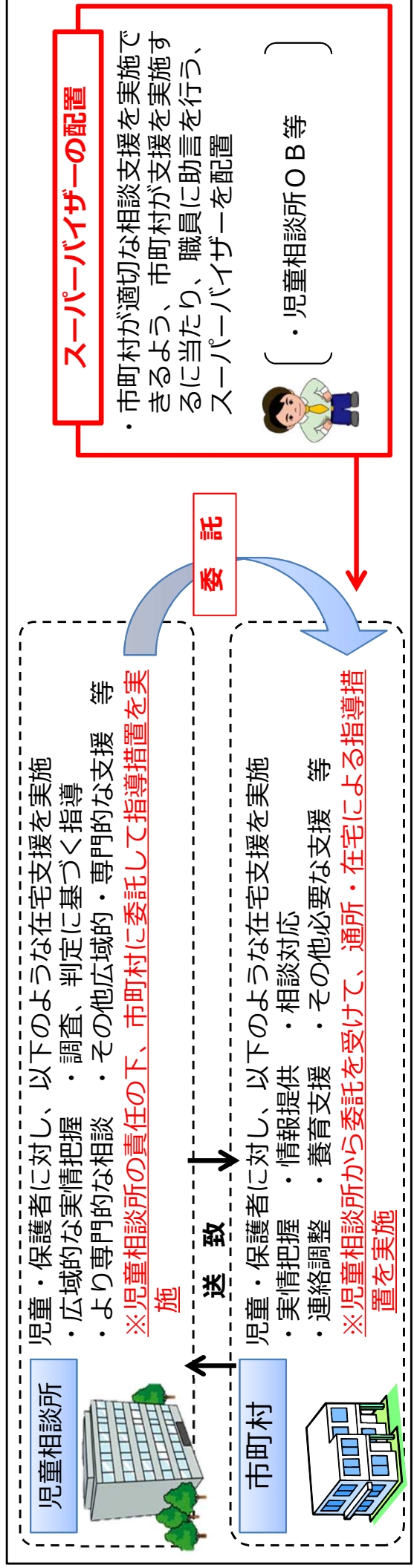
改正法による対応

- ・ 児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加 **【公布日施行】**
- ・ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設 **【平成29年4月施行】**

予算措置による対応

- ・ 市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(2) ③要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- ・要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

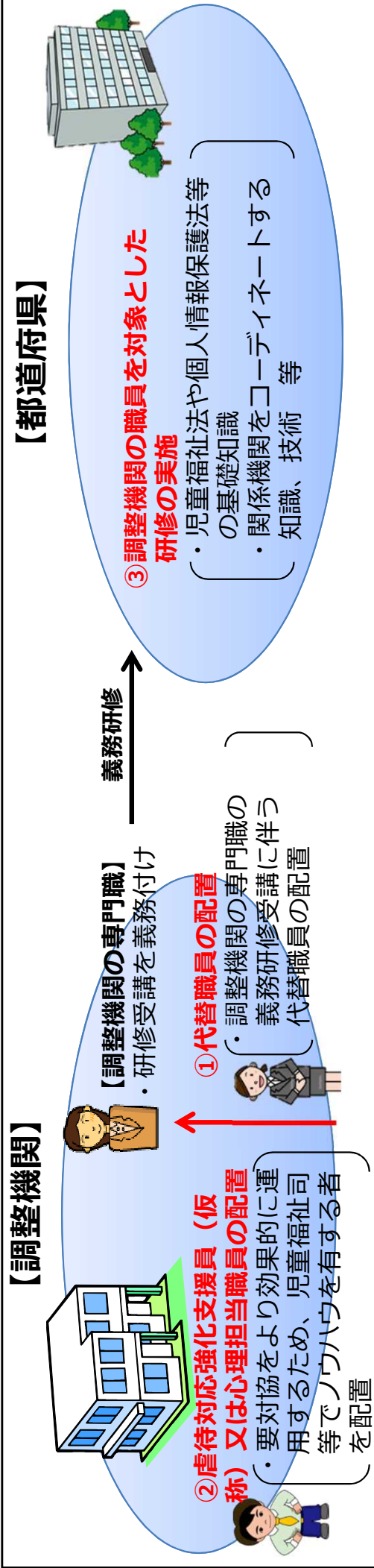
改正法による対応

- ・調整機関に専門職の配置を義務付け
- ・調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け
【29年4月施行】

予算措置による対応

- ① 義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ② 要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（児相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ③ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(1) 親子関係再構築の支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

3.被虐待児への自立支援

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
- 措置を解除した後により深刻な虐待が発生するケースがみられる。
児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

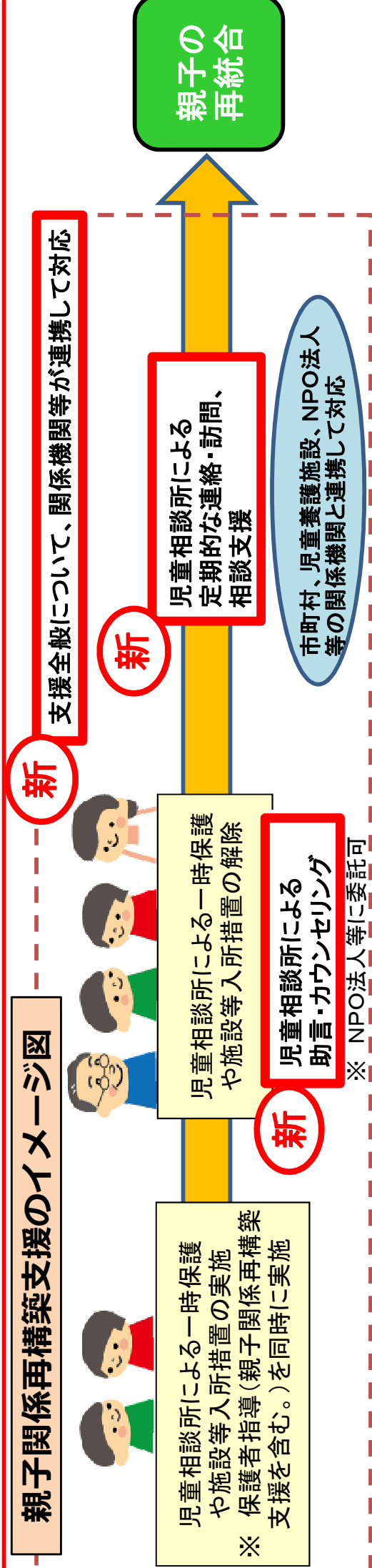
改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
 - 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組み。

予算措置による対応

- 親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。（児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円）
- 措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。（児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円）

親子関係再構築支援のイメージ図



(参考) 児童相談所での児童虐待における親子関係再構築に向けた取組

児童相談所の業務

親子再構築に向けた支援

保護者支援プログラム実施

継続的な訪問
相談、助言
安全確認

市町村等
と連携

民間委託可

要対協登録

個別ケース検討会議
家庭復帰後の体制整備

受理

調査

一時保護
(必要に応じて)

判定・援助方針会議

施設入所・里親委託等措置

段階的親子交流

判定・援助方針会議

家庭復帰(措置解除等)

アフターケア・在宅支援
(児童福祉司指導等)

順調な場合6ヶ月で解除

- ・関係機関からの情報収集
- ・保護者・子どもとの面接、指導
- ・子ども・保護者へのアセスメント
- ・一時保護の必要性を判断

- ・生育歴・生活歴の把握
- ・心理診断、医学診断、行動観察の実施
- ・本家庭に必要な支援及び現状取りうるサポート体制の確認

- 施設・里親と情報共有のうえ随時アセスメント
- ・子への支援
- ・保護者支援
- ・保護者以外の親族への支援

- 面会・外出・外泊などを行い施設等の意見を十分に反映して家庭復帰を判断

保護者指導
(NPO等に委託可)

保護者指導
(NPO等に委託可)

予算の充実

- ・個別の面接、カウンセリングの継続・地域機関による援助、在宅サービスの活用
- ・親子グループへの参加など

新規予算

(2) ①里親支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関連業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

現行（平成28年度）		平成29年度
名称	里親支援機関連業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発、研修の実施 里親委託支援 里親への訪問支援、里親の相互交流 未委託里親へのトレーニング 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） マッチング・自立支援計画作成 ※28年度に追加 	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発、研修の実施 里親委託支援 里親への訪問支援、里親の相互交流 未委託里親へのトレーニング 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） マッチング・自立支援計画作成 養子縁組相談支援
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2	里親相談支援員（常勤1名） 心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2

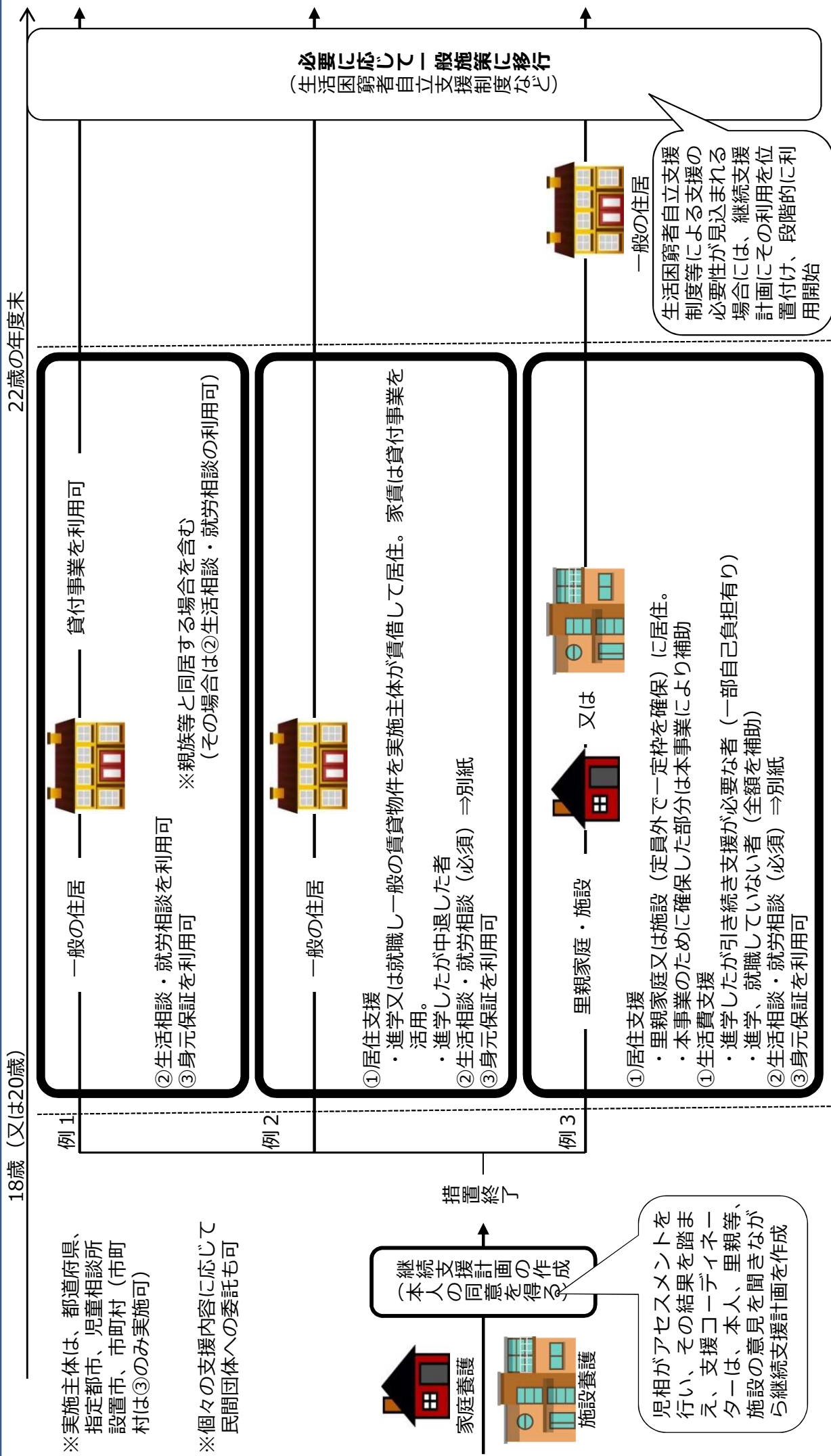
※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置

※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



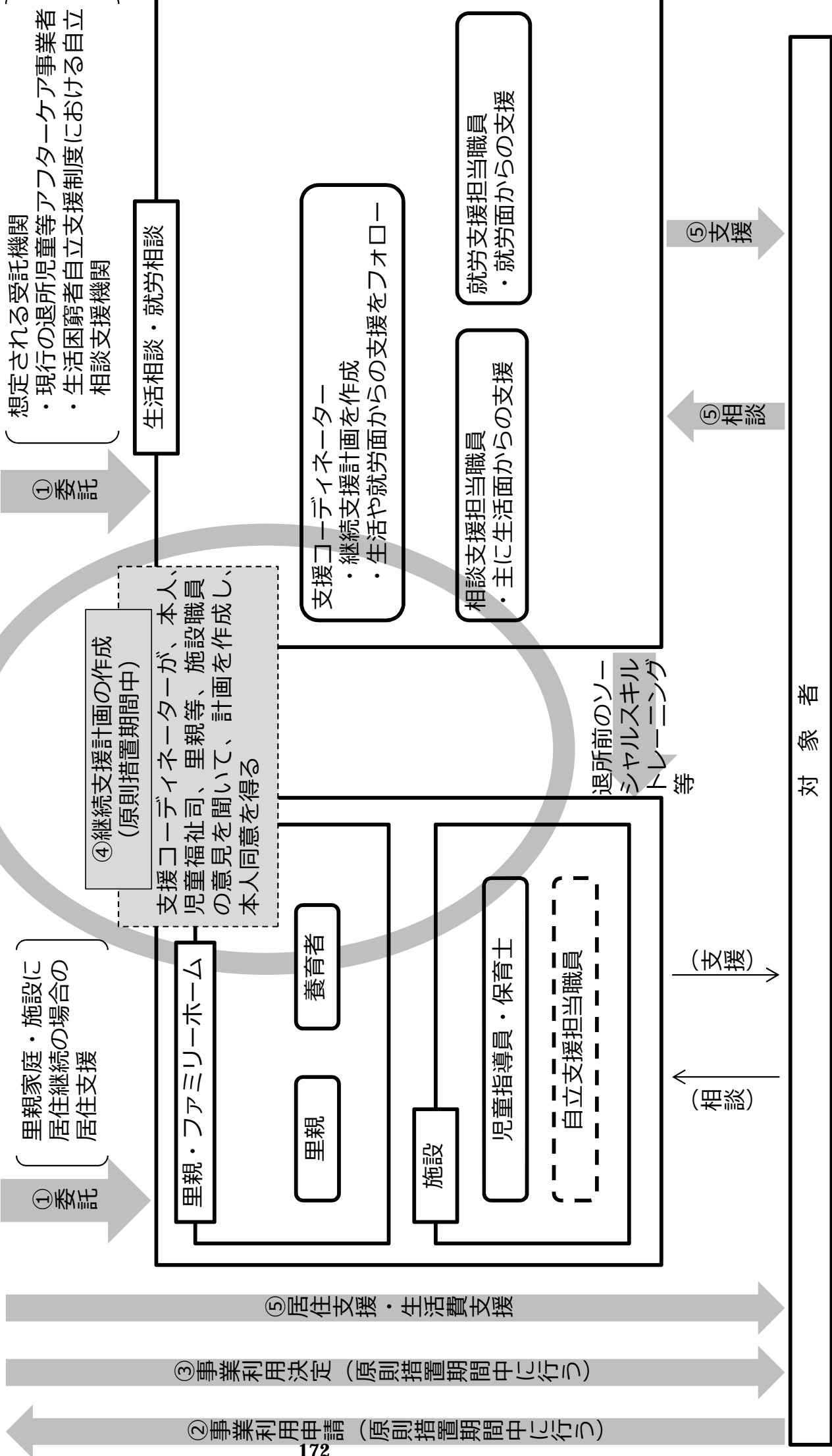
※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）

※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可

生活相談・就労相談（イメージ）

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司



(案)

雇児発※※※※第※号
平成※年※月※日都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、当職が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を厚生労働省告示第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号で定めたところである。

については、貴自治体における研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について下記のとおり定めたので、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 趣 旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項第 5 号、同条第 8 項及び第 25 条第 8 項並びに「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年厚生労働省令第※号。以下「整備省令」という。）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条第 11 号及び第 12 号において、以下の（1）から（4）に定める研修等の受講が義務付けられた。

- (1) 社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、厚生労働大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）の課程の修了（法第 13 条第 3 項第 5 号、規則第 6 条第 11 号、同条第 12 号、厚生労働省告示〇〇号）
- (2) 児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。）の受講（法第 13 条第 8 項、厚生労働省告示〇〇号）
- (3) 法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。）の受講（法第 13 条第 8 項、厚生労働省告示〇〇号）
- (4) 法第 25 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者（以下「調整担当者」という。）については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）の受講（法第 25 条の 2 第 8 項、厚生労働省告示第〇〇号）

このため、本通知では、義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、スーパーバイザー研修及び調整担当者研修（以下「研修等」という。）において到達しなければならない目標及びそれを達成するためのカリキュラム等について、詳細に示すこととする。

2 実施主体

研修等の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県等は、研修等を適切に実施できると認める団体等（以下「委託事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

3 対象者

- (1) 児童福祉司任用前講習会は、法第 13 条第 3 項第 5 号又は児童福祉法施行規則第 6 条第 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。
- (2) 児童福祉司任用後研修は、法第 13 条第 3 項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者。

- (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修は、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者。
- (4) 調整担当者研修は、規則第 25 条の 28 第 2 項に定める調整担当者として職務を行う者。

なお、調整担当者については、整備省令附則第 4 条により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができるとしたところである。

各研修等を実施する際、(1) から (4) に掲げた者以外の者が受講することは差し支えない。

特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、(1) に掲げた者以外の者で新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

4 研修等の内容

(1) 研修等の定員

1 回の定員は、おおむね 80 名程度までとするが、研修等の効果に支障が生じないよう、演習は少人数のグループで実施するなど工夫すること。

(2) 研修等の時間数

研修等に必要時間数は、以下のとおりとする。

- ① 児童福祉司任用前講習会 30 時間 (1 コマ 90 分×20 コマ)
講義を中心とし、演習と一体的に実施する。
- ② 児童福祉司任用後研修 30 時間 (1 コマ 90 分×20 コマ)
演習を中心とし、講義と一体的に実施する。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 28.5 時間 (1 コマ 90 分×19 コマ)
演習を中心とする。(講義 4 コマ、演習 15 コマ)
- ④ 調整担当者研修 28.5 時間 (1 コマ 90 分×19 コマ)
講義を中心とする。(講義 13 コマ、演習 6 コマ)

(3) 研修等の期間

研修等は、児童福祉司等の各職種が長期間職場を離れることによる弊害等を考慮し、以下の期間で行うこととする。

- ① 児童福祉司任用前講習会 5 日間程度の講習会を 1 ヶ月以内に実施。
- ② 児童福祉司任用後研修 5 日間程度の研修を 6 ヶ月以内に実施。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 2 泊 3 日程度の研修を 2 回実施、1 回目と 2 回目の研修の間は 6 ヶ月以内とする。
なお、1 回目と 2 回目の研修の間に必ず OJT を実施すること。
- ④ 調整担当者研修 5 日間程度の研修を 6 ヶ月以内に実施。
または、2 泊 3 日程度の研修を 2 回実施、1 回目と 2 回目の研修の間は 6 ヶ月以内とする。

(4) 研修等の到達目標

都道府県等は、児童相談所等において中核的な役割を担う職員の専門性の向上を図るために義務化された研修等を行う必要があるが、求められる専門性とは何かを明確にするため、今般、以下のとおり到達目標を必要な知識、技術及び態度に区分して定めた。

本到達目標は、その職務を遂行するに当たり必要な目標であり、研修等の受講者は、例えば研修等を修了した後に、これを参考に自己チェックリストを作成し、職務を遂行する中で振り返りを行うなど、目標達成の程度を自ら確認することが望ましい。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 児童福祉司任用前講習会 | 別紙 1 - 1 参照 |
| ② 児童福祉司任用後研修 | 別紙 2 - 1 参照 |
| ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 | 別紙 3 - 1 参照 |
| ④ 調整担当者研修 | 別紙 4 - 1 参照 |

(5) 研修等のカリキュラム

研修等のカリキュラムについては、児童福祉司等の各職種の専門性の向上を図るため、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 児童福祉司任用前講習会 | 別紙 1 - 2 参照 |
| ② 児童福祉司任用後研修 | 別紙 2 - 2 参照 |
| ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 | 別紙 3 - 2 参照 |
| ④ 調整担当者研修 | 別紙 4 - 2 参照 |

(6) その他

都道府県等は、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムを踏まえ、研修等を企画し、実施することとする。

なお、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムは必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、本通知に定める以上の科目の講義等の実施に努めることが望ましい。

5 講師要件

すべての研修等について、講師は各研修等の科目を教授するのに適当な者であること。

なお、子どもの虹情報研修センターにおいて、調整担当者研修等の講師を担当する者等のための研修を平成 29 年度から実施する予定としているので、積極的に活用されたい。

6 研修等の修了評価

都道府県等は、研修修了者の質の確保を図る観点から、修了評価を適正に行う必要があるが、研修等の修了時においては、受講者に研修等の振り返りのためのレポート等を提出させることとする。

7 修了証の交付

都道府県等は、都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）名で修了者に対し修了証（様式第 1 号から第 4 号）を交付するものとする。

8 修了者の記録

都道府県等及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除く）は、研修等を修了し、修了証を交付された者の氏名、性別、研修の受講開始年月日及び修了年月日等を記載した名簿を作成し、記録を保存することにより、今後の人材育成や人員配置等に活用すること。

なお、都道府県等は、市町村の調整担当者研修を修了し修了証を交付した者について、該当市町村に通知すること。

9 委託事業者への委託

都道府県等は、事業の一部を委託事業者に委託する場合には、以下の点に留意すること。

なお、7に定める修了証の交付については、委託事業者に委託することができないものとする。

- (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財産基盤を有するものであること。
- (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修等を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修等を適切に実施するために必要な体制を確保すると見込まれること。
- (4) 委託事業者が、本通知に定める内容に従って、適切に研修等を実施することが見込まれること。
- (5) 委託事業者は、事業実施上知り得た受講者に係る秘密を保持し、他の目的に使用しないこと。
- (6) 事業の委託に当たっては、児童福祉分野の研修等に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託すること。

10 留意事項

- (1) 本通知に定める研修等については、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の「児童虐待防止対策支援事業」における「児童虐待防止対策研修事業」を活用し、実施すること。
- (2) 児童福祉司任用前講習会の受講義務は、平成29年4月1日以降に新たに児童福祉司に任用される者に生じるものである。

なお、平成29年4月1日時点において、平成28年度から引き続き児童福祉司である者は、児童福祉司任用前講習会を修了していなくても、引き続き児童福祉司の資格を有するものとするが、児童福祉司任用前講習会を積極的に受講することが望ましい。
- (3) 児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び調整担当者研修の受講義務は、平成29年4月1日以降に任用される者に限らず、すべての児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び調整担当者に生じるものである。

なお、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司任用後研修及び児童福祉司スー

パーバイザー研修の両方を受講しなければならないので、特に留意されたい。

- (4) 児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーが人事異動等により、他の児童相談所に異動した場合は、それぞれ児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーとしての任用が継続されているものと考え、再度の研修受講は不要とする。

ただし、他の児童相談所への異動の間、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用する場合には、児童の取り巻く最新の状況等を再認識するため、再度研修を受講することが望ましい。

- (5) 主に、指定都市及び児童相談所設置市においては、調整担当者研修を受講した調整担当者を、次の人事異動等により児童相談所の児童福祉司として配置するに当たり、児童福祉司任用前講習会を受講させる場合には、重複した研修科目について、受講を免除することができる。

- (6) 都道府県知事等及び市町村長（指定都市市長、児童相談所設置市長を除き、特別区長を含む。）においては、本通知に定める研修等の受講や児童相談所等での経験を最大限活用できるよう、人材育成、職員のキャリア形成等を考慮した人事施策を行うなど、児童相談所及び市町村における専門性の向上に努めること。

児童福祉司任用前講習会到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて、説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べるができる。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限

を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

2. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきこと何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用前講習会カリキュラム

1 コマ (90 分)

科目	細目	コマ数
1 子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○子どもの権利侵害 	1
2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性和得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮 	1
3. 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割 ○児童相談所の業務（措置、指導、一時保護等） ○児童相談所が取扱う相談（保健相談等含む） ○市区町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割 	1
4 子どもの成長・発達と生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○母子健康手帳の活用 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 ○保護者の特性 	2
5 ソーシャルワークの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎 	1
6 子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント 	3

	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組 	
7 児童相談所における方針決定の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方 	1
8 社会的養護における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	2
9 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	2
10 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	1

<p>1 1 子ども虐待対応の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 	<p>3</p>
<p>1 2 非行対応の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本 	<p>1</p>
<p>1 3 障害相談・支援の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害種別と支援区分 ○障害に関する法令と制度について 	<p>1</p>

合計 20 コマ

児童福祉司任用後研修到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて、説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるすることができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるすることができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるすることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるすることができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるすることができる
- ・児童相談所運営指針について述べるすることができる
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べるすることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- ・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができる

- ・ 触法少年・ ぐ犯少年に対する対応ができる
- ・ 少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続きができる
- ・ 児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・ 親権行使の制限等にあたり、行政手続法等に基づく適正な手続きをふまえた対応ができる
- ・ 児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・ 上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を上手に協働させて対応することができる
- ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける見立て、多職種連携を行うことができる
- ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・ マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができる
- ・ 児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働することができる
- ・ 社会資源の開発（ソーシャルアクション）と活用することができる
- ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市区町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・ 社会的養護（サービス）の利用にあたっては、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを行うことができる
- ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを伝えることができる
- ・ 家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・ 社会的養護関係者ととともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭又は養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる
- ・ 里親からの相談に的確にこたえることができる

- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うにあたり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接場面等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた指導ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用後研修カリキュラム

コマ (90分)

科目	細目	コマ数
1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	4
2 子どもの面接・家族面接に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） 	1
3 児童相談所における方針決定の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方 	1
4 社会的養護における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	3
5 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	3

6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	2
7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む） 検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 	4
8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	2

合計 20 コマ

児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標

児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について、説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べることができる
- ・職員のセルフケアの指導方法について述べることができる
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
- ・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての的確に指導することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる

る

- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
- ・子どもの評価における他の専門家の評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待(家庭の中の暴力にさらされた状態を含む)を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
- ・子ども虐待に関する刑事手続きに関して説明し、解説することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

2. 技術

- ・スーパーバイズを受ける職員(スーパーバイジー)のケースに対する感情を把握し、その処理方法を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成することができる
- ・スーパーバイズの効果を判定することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング(対処法)を助けることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲をもてるように支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が行う子ども及びその家族機能に関するアセスメントと見立てが適切かどうかを判断して、指導することができる
- ・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得る方法を指導することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握する方法を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が、一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利をふ

まえた適切な援助を図ることができるよう、指導・支援することができる。

- ・困難性を抱えた子どもに関しても、社会的養護（サービス）を利用する必要がある場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを適切に伝え、協働できるように指導・支援することができる
- ・子どもへの移行期支援に関して指導ができ、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うことができ、指導することができる
- ・適切に自立支援を出来、指導することができ、自律や自立が困難な子どもに関しても、社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントを指導でき、困難なケースのマネジメントも行うことができる
- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントを指導することができる
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを指導することができる
- ・上記のソーシャルワークに関しての記録をレビューすることができる
- ・包括的な里親支援を組み立てることができる
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを指導することができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を指導することができる
- ・児童相談所内のチームマネジメントを行うことができる
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析することができる
- ・ケースの進行管理を指導することができる。
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対する対応を行うとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行されるよう、適切な援助・指導について、指導を行うことができる。
- ・研修指導や講師をすることができる。
- ・スーパーバイズを受ける職員が、児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定できているかを判断し、適切に指導することができる
- ・上記の決定に関して、困難な子どもや家庭に対しても十分に適切な説明ができ、他者にも指導できる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することを指導することができる
- ・他機関のコーディネートの的確性を判断して、スーパーバイズを受ける職員のサポートをすることができる
- ・要保護児童対策地域協議会に関して、適切な連携ができていのかどうかを判断でき、連携の方法を指導することができる

- ・相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネジメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができ、また指導することができる
- ・児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援や指導をすることができる
- ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営することができる
- ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について指導することができる
- ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を指導することができる
- ・子ども虐待の判断に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切に情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを行い、虐待の有無を適切に評価できているかを判断し、指導することができる
- ・児童相談所だけでなく、市区町村を含めた地域の虐待支援を行うことができる
- ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切な見立て、それに基づく介入を適切に行っているかを判断し、指導することができる
- ・子どもの心身の状態について適切に評価することができる
- ・困難なケースに関しても、介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対し、その年齢に応じて説明し、その家庭、関係機関にも適切に説明し、その意見も聞き、介入方法決定に反映させたり、納得させたりすることができる
- ・虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うことができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の尊厳を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
- ・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、自己覚知に努める

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム

コマ (90分)

区分	科目	細目	コマ数
講義	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援 	1
	2 スーパービジョンの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理 	1
	3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	2
	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） 	1
	5 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	1
	6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗 	1

		告、刑事告発、告訴等	
演習	7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 	4
	8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 	1

		○少年法との関係性	
	9 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	2
	10 スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理	3
講義	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	○子どもの成長・発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談・支援	1
	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネジメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携・協働と在宅支援	1

合計 19 コマ

要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員)の研修到達目標

<一般到達目標 (General Instruction Objective[GIO]) >

- ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SBOs]) >

1 知識

- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理について述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所の業務について述べるができる
- ・子育て世代包括支援センター及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点について説明することができる
- ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べることができる
- ・市町村児童家庭相談援助指針の骨子について述べることができる
- ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
- ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる

- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるすることができる
- ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
- ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
- ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる
- ・非行問題の概要について説明することができる
- ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
- ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる

- ・要保護児童対策調整機関担当者の役割を説明することができる
- ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- ・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
- ・要保護児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
- ・要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・身体的虐待について説明することができる
- ・性的虐待について説明することができる
- ・ネグレクトについて説明することができる
- ・心理的虐待について説明することができる
- ・教育ネグレクトについて説明することができる
- ・医療ネグレクトについて説明することができる
- ・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- ・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるすることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・配偶者からの暴力の特徴と制度、対応及びその子どもに及ぼす影響について述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
- ・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- ・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べるができる
- ・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができる
- ・特定妊婦の支援について説明することができる
- ・母子保健情報の記録について説明することができる

- ・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- ・学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- ・学校組織（校務分掌含む）について説明することができる
- ・特別支援教育制度について説明することができる
- ・生徒指導の概念と手法について説明することができる
- ・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明することができる
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- ・保育所等に関する制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- ・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べるすることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できる市区町村のサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
- ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・入院助産制度について理解し説明することができる

2 技術

- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる
- ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、つなぐことができる
- ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
- ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
- ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
- ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築くことができる
- ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- ・保護者の特性を見立てることができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせで行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる

- ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
- ・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
- ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
- ・心理職の専門性を活用することができる
- ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
- ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立てることができる
- ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
- ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指導をすることができる
- ・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる
- ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
- ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる
- ・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
- ・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
- ・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- ・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
- ・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- ・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる

- ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
- ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
- ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
- ・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- ・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
- ・リスク判断を行うために必要な情報の収集を、具体的に関係機関に対して依頼することができる
- ・関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- ・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
- ・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- ・関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる
- ・他機関、多職種との連携のコーディネートができる
- ・転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
- ・他機関、多職種が要保護児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる
- ・会議の議事運営を適切に実施することができる
- ・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
- ・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
- ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
- ・進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
- ・進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる

- ・情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる
- ・長期的視点で進行管理を行うことができる
- ・役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
- ・要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
- ・子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
- ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の課題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- ・母子保健情報を活用することができる
- ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- ・予期しない妊娠をしている母親の支援をすることができる
- ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
- ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- ・学校教育に関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・保育所等入所に必要な手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・障害児支援施策について理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる

- ・入院助産制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向について自己覚知に努める
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解している
- ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている
- ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
- ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
- ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している
- ・個別ケース検討会議等において、調整機関担当としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
- ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持っている
- ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の専門職研修カリキュラム

コマ (90分)

科目	細目	コマ数	講義内容
1 子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市区町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1
4 会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○援助決定の流れ	2	講義 1 演習

	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方 		1
7 社会的養護と市区町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市区町村の役割 	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題 	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、妊婦、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク 	2	講義 1 演習 1
11 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） 	3	講義

	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメントプランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児への対応 		1 演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子保健手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方 	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへ 	1	講義 1

	の支援		
14 子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家族の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度 	1	講義 1

合計 19 コマ

児童福祉司任用前講習会 修了証

所属
氏名
年 月 日生

児童福祉法第十三条第三項第五号に規定する講習会を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

児童福祉司任用後研修 修了証

所 属
氏 名
年 月 日生

児童福祉法第十三条第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

児童福祉司スーパーバイザー研修 修了証

所属
氏名
年 月 日生

児童福祉法第十三条第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

要保護児童対策調整機関の 調整担当者研修 修了証

所 属
氏 名
年 月 日生

児童福祉法第二十五条の二第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名